

議案第24号

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

幕別町道路占用料に関する条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料		
		単位	料金	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき 1年	310	
	第2種電柱		480	
	第3種電柱		650	
	第1種電話柱		280	
	第2種電話柱		450	
	第3種電話柱		620	
	その他の柱類		支線柱（線及び柱により電柱を支えるもの）	28
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メー トルにつき 1年	3
	地下に設ける電線その他の線類			2
	路上に設ける変圧器		1個につき 1年	270
	地下に設ける変圧器		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	170
変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所		1個につき 1年	560	
			PHS無線基地局	168
郵便差出箱及び信書便差出箱			240	
広告塔		表示面積1 平方メート ルにつき1 年	760	

	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	560
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	12
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			17
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			25
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			34
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			50
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			67
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			120
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの			170
	外径1メートル以上のもの			340
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道及び索道		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	560
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード			56
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			560
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380
	地下に設ける通路			230
	その他のもの	地下駐車場、通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベア		560

法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	8
	その他のもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	76
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯、消 火栓標識柱）に添架する広告物		表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	532
	看板（アーチである ものを除く。）	一時的に設けるも の	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	76
		その他のもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	760
	標識	バス停留所標識	1本につき 1年	225
		商店・会社・商品 名を表示せず理容 所、クリーニング 所等の業種を示す マーク及び工場、 寮等への道程を示 す案内標識		450
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき 1日	8
		その他のもの	1本につき 1月	76
	幕（令第7条第4号 に掲げる工事用施設 であるものを除 く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	8
		その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 月	76
	アーチ	車道を横断するも の	1基につき 1月	760
その他のもの		380		

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1	560
令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき 1年	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき 1月	76
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		平方メートルにつき 1年	56
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	平方メートルにつき 1年	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

別表の備考第6号を次のように改める。

- 6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

別表の備考第9号中「各年度」を「年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の幕別町道路占用料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可される占用料について適用し、施行日前に許可された占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に占用の許可を受けた1月以上継続して占用する物件で施行日以後引き続き占用するもの（以下「既存占用物件」という。）に係る平成26年度以後の年度分の占用料は、改正後の条例の規定により算定して得た額（以下「新占用料額」という。）とする。ただし、新占用料額が当該既存占用物件に係る前年度分の占用料に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、当該調整占用料額とする。